

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」の一部改正

平成 26 年 7 月 17 日
(下線部分変更箇所)

新	旧
投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則	投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則
第 1 条～第 19 条 <u>(信用リスク集中回避のための投資制限を超えた場合の開示)</u>	第 1 条～第 19 条 <u>(同 左)</u>
<u>第 19 条の 2 委託会社は、運用規則第 17 条の 2 第 1 項に定めるエクスポートジャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率が同条同項各号に掲げる区分ごとにそれぞれ 10%、合計で 20% (以下「基準比率」という。) を超えることとなった場合(運用規則第 17 条の 3 第 1 項第 3 号において読み替えて第 17 条の 2 を適用した場合を含む。)には、同条同項に定める調整が終了した後 3 カ月以内に、基準比率を超え、その後調整が終了した旨を当該委託会社のホームページその他の方により開示するものとする。</u>	<u>(新 設)</u>
<u>2. 前項の規定は、運用規則第 17 条の 2 が適用されないファンド及び同規則第 17 条の 3 (第 1 項第 3 号を除く。)に定める措置が講じられているファンドについては、これを適用しない。</u>	<u>(新 設)</u>
第 20 条～第 27 の 2 <u>(デリバティブ取引に係る投資制限に関するリスク管理方法の開示)</u>	第 20 条～第 27 の 2 <u>(同 左)</u>
<u>第 27 条の 3 委託会社は、デリバティブ取引に関し、「デリバティブ取引に係る投資制限に関するガイドライン」に基づき策定したリスク管理方法について、当該委託会社のホームページに当該リスク管理方法の概要を開示するものとする。</u>	<u>(新 設)</u>
(以下略)	(同 左)
<u>附 則</u> この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から実施する。	